

報道発表資料

令和6年4月24日
独立行政法人国民生活センター

覚えのない未納料金を請求する詐欺に注意！ —請求に応じない！電子マネー番号を伝えない！—

国民生活センターでは、昨年「自動音声の電話で未納料金を請求する詐欺に注意！—実在する事業者をかたって電話をかけてきます—」を公表しましたが、依然として「NTTファイナンス」など実在する会社や公的機関をかたって電話があり、身に覚えのないサイトの利用料等、架空の未納料金を請求される詐欺的な手口に関する相談が多く寄せられています。

支払方法はコンビニでプリペイド型電子マネー（以下、電子マネーという）を購入するよう指示される手口が多く、氏名や住所、口座番号等の個人情報聞き出す例もみられます。また、最近目立つ手口として、電子マネーの購入後に公的機関をかたって電話がかかってくる、劇場型勧誘とみられる例もあります。

電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください！

1. 相談事例（カッコ内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例1】NTTファイナンスと個人情報保護委員会を名乗る電話があり、電子マネーを購入して番号を伝えた

NTTファイナンスと称する自動音声の電話があり、音声ガイダンスの後に番号を選択すると担当者につながった。「サイト利用料金が1年間未納になっており、裁判にかけている。未納料金と弁護士費用等で30万円を支払えば裁判を止めることができ、後日手数料を差し引いて返金する」と言われた。コンビニで電子マネーを30万円分購入し、担当者に番号を伝えた。その後、個人情報保護委員会を名乗る人から電話があり「他にも2つのサイトで未納料金がある。さらに50万円を支払えばまとめて返金する」と言われた。不審に思ったが、当日中に入金することと誰にも口外しないことが返金の条件と言われ、誰にも相談できず別のコンビニで再度電子マネーを購入してしまったが、詐欺ではないかと言われた。

（2023年7月受付 50歳代 女性）

【事例2】電話料金の未納分を支払うため電子マネーを購入したところ、その後何度も請求された

NTTファイナンスを名乗り、「1年間電話料金が未払いになっている、期限までに支払わなければ法的手続きを取る、守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビ

ニで電子マネーを購入するよう、また店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。電子マネーは破棄するよう言われ、従った。翌日も電話があり、同じコンビニで5万円の電子マネーを購入して、同様に番号を教えた。その後も、追加で50万円分を購入するようにと電話があり、おかしいと思った。

(2023年6月受付 80歳代 女性)

2. 消費者へのアドバイス



- コンビニ等で電子マネーカードを購入するよう指示し、番号を教えさせる方法は全て詐欺です。身に覚えのない未納料金を請求されても言われるまま支払ってはいけません。
- 非通知や知らない番号からの電話は、出ない、話を聞かない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- 不明な点がある場合は、事業者の本来の連絡先を自分で調べて、問い合わせてください。
- 不安を感じる場合は、消費生活センターや警察に相談してください。
 - *消費者ホットライン：「188（いやや!）」
お住いの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。
 - *警察相談専用電話：「#9110」番

3. 事業者等からの注意喚起

- [NTTファイナンスを名乗る架空料金請求詐欺にご注意ください!](#) (NTTファイナンス株式会社)
- [「個人情報保護委員会」を名乗る者からの各種サービスの料金未納連絡についての注意喚起](#) (個人情報保護委員会)

4. 情報提供先

- ・消費者庁 (法人番号 5000012010024)
- ・内閣府消費者委員会 (法人番号 2000012010019)
- ・個人情報保護委員会 (法人番号 4000012010025)
- ・警察庁 (法人番号 8000012130001)

 <p>自己解決をサポートする 消費者トラブル FAQ</p>	<p>国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、 消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。 是非ご利用ください。 https://www.faq.kokusen.go.jp/</p>	
--	--	---